

空き家利活用事業補助金

(取得)

空き家バンクに登録されている空き家を自己居住用の住宅として活用するための購入費用を補助します。

補助金額

購入費の全額 (1,000円未満切り捨て)

補助額の上限 **30万円or50万円**

※世帯員に18歳未満の子がいる場合、上限額が50万円となります。

補助の対象となる空き家

金ケ崎町内に所在する住居用の空き家（併用住宅を含む）のうち、次のすべてに該当するもの。

- ① 39歳以下の者又は県外から町内に転入したものが自己居住用に空き家バンクを利用して購入したもの
- ② 所有権登記が完了した日から1年以内のもの

補助対象者

次のいずれにも該当する個人が該当となります。

- ① 補助対象住宅を購入した39歳以下の者又は県外から町内に転入した日から4年を経過しておらず、転入した日から過去3年間において金ケ崎町に住民登録をしていない者
- ② 補助対象住宅に住民登録を行っている者
- ③ 補助対象住宅に3年以上居住する者。

※暴力団関係者、世帯員に市町村税の滞納者及び過去にこの補助金を受けたことがある者がいる場合、対象となりません。

補助対象経費

- ① 取得経費
- ② 事務手続経費（登記手続きに係る費用）

※対象経費は税抜きの金額となります。

※他の補助金の交付を受けている経費は、補助対象経費となりません。

※併用住宅の場合、住居部分が占める割合で対象経費を算出します。

例：購入費30万円、住居面積70%、店舗面積30%の場合

購入費30万円×住居面積70%＝補助対象経費21万円

裏面に続きます➡

・補助金交付認定申請

※申請期間 令和6年4月15日～令和7年1月31日

提出書類

金ヶ崎町空き家利活用事業補助金申請書（様式第1号）

【添付書類】

土地、建物の登記事項証明書 ※法務局で発行

申請者の納税証明書

交付対象住宅に居住している者の住民票の写し

補助対象経費の支払いを証明する書類の写し

（世帯員の18歳未満の子が胎児である場合）

母子健康手帳の写し

その他町長が必要と認める書類



・補助金交付決定

申請書類の審査、交付決定を行います。



・請求書の提出

提出書類

請求書

添付書類

通帳の写し



・補助金の交付

請求書受付後、1ヶ月ほどで指定の口座へ振り込みます。

※補助金交付後3年間、住民登録状況を確認いたします。

■問い合わせ・申込み先■

金ヶ崎町商工観光課

金ヶ崎町西根南町22-1 ☎ 0197-42-2111